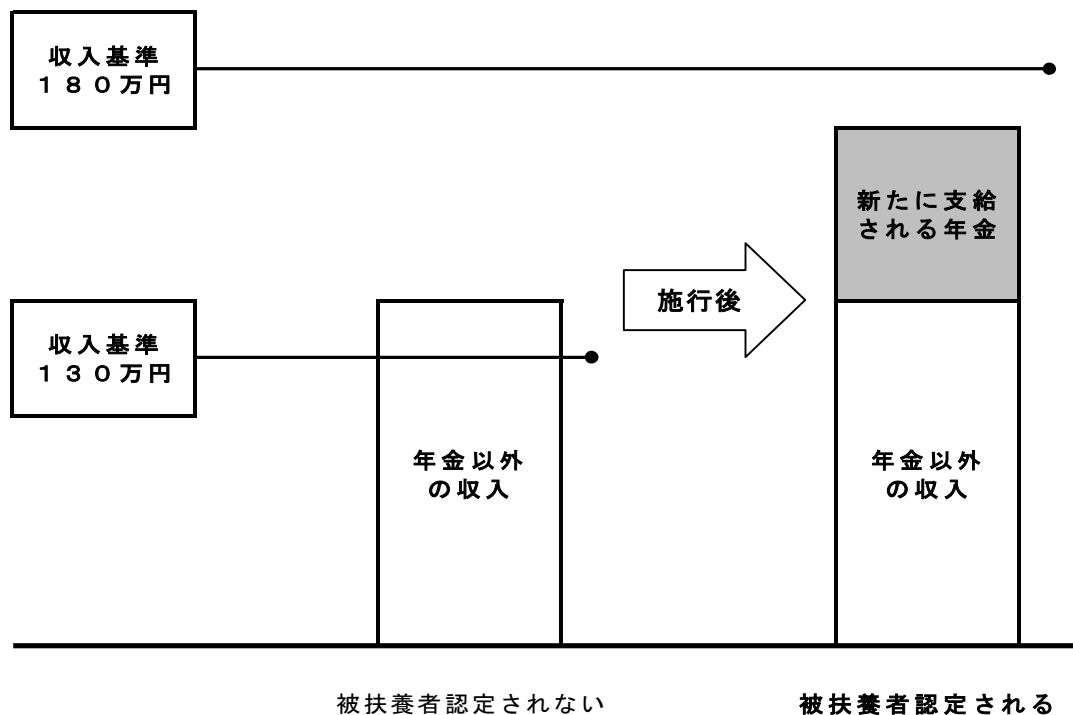


年金保険料納付済等期間短縮（平成 29 年 8 月 1 日施行）に伴う 被扶養者認定の取扱いについて

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 84 号）により、平成 29 年 8 月 1 日から、年金受給資格に必要となる年金保険料納付済等期間が 25 年から 10 年に短縮されることとなりました。

これにより、従来は公的年金の受給権を有しないために収入基準額 130 万円が適用され被扶養者として認定不可とされていた方が、平成 29 年 8 月 1 日以後、年金受給権発生により収入基準額 180 万円が適用され、新たに支給される比較的低額な年金と年金以外の収入の合算が、年額 180 万円未満となり被扶養者として認定可とされるケースが生じることが見込まれます。

イメージ図



従来、年金以外の収入により 130 万円の基準が適用され、当該基準を超えていたために被扶養者認定されなかった方が、年金保険料納付済等期間の短縮により年金受給者となったことにより 180 万円の基準が適用され、年金及び年金以外の収入の合算額が 180 万円未満となることによって、被扶養者認定される。

なお、その際の認定日については年金証書に記載された決定年月日とする。

担 当：保健課 資格担当
T E L：055 - 232 - 7311